

中国：倪玉蘭さんから感謝のメッセージ！

ライティングマ
ラソンなどで支援
してきた弁護士の
倪玉蘭 (Ni Yulan)
さんから、「当局の
嫌がらせや脅迫を
受けなくなりました」という嬉しい連絡がありました。嫌
がらせが、新居に
引っ越したこの8月から収まったそうです。



倪玉蘭さんは、北京オリンピック(2008年)に向けた建設や再開発で土地を強制収用された北京の人たちを支援する活動をしてきました。しかし、厄介な存在とみなされた倪さんは、当局から監視・脅迫・転居の強要など執拗な嫌がらせを受けてきました。

さらに、身柄を拘束されて激しい暴力を受け、下半身不随という重い障がいを負いました。その障がいにもめげず、権利を侵害された市民への支援を続けてきました。

2016年には、不屈の取り組みが評価され「世界の勇気ある女性賞」(米国国務省主催)を受けましたが、パスポートが発給されず、授賞式への出席はかないませんでした。

10月に届いた倪さんからの感謝のメッセージです。

「アムネスティの皆さん、長い間の皆さんの支援に感謝します。7月に引っ越したとき、警察の忠告を受けた家主から退去を迫られましたが、友人らの支援で8月に別の家を借りることができました。

警察は、嫌がらせをやめたようです。8月には多くの人たちの協力でやっと新しい家に移ることができました。皆さんのおかげでそれ以降は、警察の嫌がらせもなく、平穏な日々を送っています。ご支援を、ありがとうございました」

ベトナム：グエンさんが釈放されました！

この2年あまり投獄されていたブロガーのグエン・ゴック・ニュー・クインさんが10月17日、国外退去の条件付きで釈放されました。

グエンさんは一昨年10月、反国家的宣伝の容疑で逮捕され、その後、実刑10年を言い渡されました。長年、SNSで国を批判して投獄された人たちをブログで支援してきたグエンさんは、2013年には仲間とブロガーのネットワークを作り、支援を拡大していました。

国外退去となったグエンさんは、釈放されたその日に米国に向けて飛び立ちました。ヒューストンの空港に降り立つと、多数の在米ベトナム人会の人たちの出迎えを受けました。勇気あるブロガーとしての人気のほどがうかがえます。

グエンさんが釈放されたニュースは、大変朗報ですが、ベトナムには、私たちが取り組む問題が、数多くあります。グエンさんも、「自由は、私や私の家族だけの問題ではありません。ベトナムのすべての人びとにとって、大きな問題です。闘わなければならないことは、まだまだあります」と言います。

これからもアムネスティは、引き続きベトナムの人たちの人権問題を注視していきます。



チリ：国に弁護士保護命令

弁護士のカリナ・リケルメさんに対する当局の嫌がらせがなくなりました。

リケルメさんは、先住民族マプチェの人びとの人権を擁護する活動をする中で、諜報機関の監視や尾行、写真撮影、さらに脅迫を受け続け、いずれ身に危険が及ぶのではないかという不安を抱えていました。アムネスティも窮状にあるリケルメさんをUAなどで支援してきました。

警察にかけあっても埒が明かなかったため、リケルメさんは告訴に踏み切ります。一審と二審で敗訴しましたが、最高裁は9月25日、リケルメさんの主張を認め、国に身辺保護を命じる判決を言い渡しました。この判決後、諜報機関の監視や脅威はなくなったそうです。

リケルメさんはアムネスティに、「これで安心して活動ができる」と喜びを語っていました。

インド：アザドさんが釈放されました

昨年11月以来、国家治安法違反で行政拘禁に置かれていたチャンドラシェクハ・アザドさんが9月14日、釈放されました。

国家治安法は、国の治安維持を目的としていますが、どんな行為が治安維持違反にあたるのか曖昧なため、人権を擁護する人たちの摘発を進める国の格好の手段になっていました。ダリットの人権擁護活動に取り組むアザドさんも、同法違反で起訴も裁判もない行政拘禁を受けたのです。

同法は、最大12カ月までの行政拘禁を認めていますが、今回、1カ月を残して釈放されました。その理由について、アザドさんは、当局が最高裁の批判を恐れたためだろうと考えています。

ベラルーシ：パリエンカさんが釈放されました！

10月14日、ディミトリ・パリエンカさんが、マヒリョウ州バブルイスクの流刑地での2年近い刑期を終えて釈放されました！



パリエンカさんは、自転車利用者に対する当局の制限に抗議するサイクルイベントに参加した時に、イベントを阻止しようとする警官に暴行をふるったなどのでっち上げの容疑で起訴され、懲役2年を受け、流刑地に送られていました。

イスラエル：NGO職員を釈放

仏系パレスチナ人でNGO職員のサラ・アムーリさんが9月30日、イスラエルの刑務所から釈放されました。

アムーリさんは、起訴のない行政拘禁命令を繰り返して受け、1年以上拘束されてきました。

釈放後、「自由を奪われていましたが、世界中が、当局の私に対する不正と拘束を非難し、釈放を要求してくれることを信じていました。これからもイスラエルの不当な扱いに対して闘っていきます。たとえ代償を払っても、自由を売り渡すことはできません」とアムネスティに語っていました。

UA ニュース

発行：アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビル7F
TEL: 03-3518-6777 FAX: 03-3518-6778
E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp

UA年会費 3000円
郵便振替 00120-9-133251
加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本